

農林水産省 「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料						
①貸付には保佐林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積用意がわからず十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。 ②地内に内山の歩道や登山道など多くの構造物の位置を知らない貸付に際しては、面積も広大となるともに測量箇所等を併せてどうか、実測での測量は困難を極めシカストばんじである。ゆえに、GISを用いた地図測量を基準とし、現地の境界立会い、境界杭の設置等について省略の形が妥当と考える。 ③内山歩道や登山道の実測なると視通確保や杭の設置等による伐採や面積算出も多くなり、保佐林へのダメージが多くなる。 ④現地の貸付等に関しては、測量技術が確立された前の案件が多く、長い教経を経るので、自然災害などによりルートへの変更余儀なされていくのが多いため、そのほとんどが、財政的な要因等でのままの運用にならざるを得ないケースが多くなっている。人件費等で高額な測量費用の掛かる測量がなるなど、それらが解消され、適正管理が進むものと思われる。 ⑤現地14条では「たゞし、森林管理者の承認を受けた場合には、見取図もって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認理由が明示されず、様式上も貸付書類として実測図が求められている。既知の実測点を見取図に記すことにより、貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合などに限るものであれば、それを明確にしてはどうかよいのではないか。 ⑥農業共済制度の実現については、GIS、GPSを用いた地上での地図測量や内山歩道の整備等が完了したところで、見取り図、地図に基づき内山歩道の整備等の現地立会いにより、最終確認を行 formeでいいのではないかと考える。	-	-	-	【全国市長会】権利関係等を勘案し、慎重に検討されたい。				国有林野を登山道や歩道として貸付ける場合において、GPSを用いるなどにより貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合は、国有林野の管理經營に関する法律施行規則第14条第1項のただ書きの規定に基づく承認を受ける事例の1つとして検討して参りたい。	
今回の提案により、本件が共済事業を行う市町村における問題点の一つであることを認識していただけたことは一定の効果であると考える。 今後は、農業災害補償制度の具体的な見直し及び法的上の措置により、支障事例の早期解消に向けた対応を検討いただきたい。 併せて、可能であれば今後の見直しに向けた具体的なスケジュール案等もお示しいただきたい。	-	-	-	【全国知事会】農作物共済と同様の取扱を可能とすること等、提案団体の意向を踏まえ、対応の検討を求める。 【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨で説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。		農業災害補償制度については、本年秋を目途に、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めているところである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。	
都道府県農業共済保険審査会については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行うことだが、今後の具体的な検討スケジュールをお示しいただいた上で、本県の提案要望についても、そのスケジュールに沿った法的上の措置を講じていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】農業共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨で説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。		家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨で説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。		農業災害補償制度については、本年秋を目途に、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めているところである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。	
今回の提案は、市町村経由事務の廃止を求めるものであって、事務費の交付を望むのではない。むしろ、事務費交付などと、そのための事務が新たに発生することになり、農林水産省、都道府県とも市町村同様に、新たな業務を負うという大きな負担の増加が推測される。 また、現状として、各市町村の農業協同の現状としては、市町村の有無に關係なく、農業協同組合(以下「JA」という)や農業の担当者とJAの間から密接な関係作業がでてきている。また、経由事務を通じての間接ではなく、事務の効率化、経由事務の廃止を行うことで、今まで以上に、現場において地元の農業者と意見を交わす時間を持つの方方が、市町村は都道府県や事業主体であるJAと積極的に関与できるため、事業の効率化が図られる。一方で、JAの経営運営にはほとんどJAや農地所有者格法人などの農業法人が事業主体の市町村の市町村を結ぶしかない方が効率的で円滑な事務手続きになる。特に、JA番川県は、県内の農協が統廃合された組織であり、市町村の区域よりも規模が大きい。今後は、益々このような地域的観点が必要になってくると思われる。時代の流れに即し、柔軟に制度の変更を検討いただきたい。	-	【横浜市】市の補正予算に要する期間を踏まえると、実施できない場合が起こりうることに対する回答が示されていない。 市町村の新たな業務が発生しているが、国、地方公庫、県、県出先を通じたまでの業務調整に時間が必要となるため、市町村は農業の把握や事業調整に十分な時間が取れず、実施が次年度へ先送りとなり彈力的な事業の運用ができない場合もある。	-	【全国知事会】交付方法の変更ではなく、予算編成時期等に配慮したスケジュールとする旨により、関係する地方自治体に配慮した形での業務実施となるよう検討を求める。 【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		本提案は予算執行に当たって地方自治体の裁量を増加させたことに伴い発生した事務に関する、都道府県と市町村の負担割合の問題であり、交付金執行に係る都道府県と市町村との役割分担のあり方について、関係者の意見を聴取した上で、対応を検討することとした。			

農林水産省 「各府省からの第2次回答」

農林水産省 「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
平成20年を包括承認制度の導入により社会経済情勢の変化等への対応が強化されたことは理解するが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる被拠資産の作成等が求められるところから、着手時期の問題が生じており、現状では問題が生じておらず、地域活性化との支障となっているのが現状である。そのため、利用車及び必要性が低下した財産の活用を地方自治体の創意工夫により円滑に行うことができるよう制度の改正が必要である。 また、今回の要旨においては、地方公共団体が事業主体となったものに限ることであり、加えて改めて確認については継続するため、不適切な処理事例になる可能性は極めて低いと考えられることから、地域活性化との関連や報告の確認に関しては県がを行い、国への年度毎の事業の報告のみを行うこととしていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		貴提案のとおり、地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利潤の処分処置報告書の実質的な内容の確認については、都道府県の責任ある判断に委ねることとし、概ね年度内に関係機関への周知が行えるよう検討を進めることとした。 ただし、この場合であっても、資料の添付漏れ等の形式上の不備があったときは、報告書の受理を留保する可能性があることから、引き続き、事前の報告とされたい。
農業経営体の法人化に際しての財産処分の承認による事務を法人化に伴う支障の一つとなっていますが、國も施策として推進している法人化を促進するためには、障害となっている事項についてはできる限り改善する必要があります。 また、法人化に伴う財産の譲渡は、利用方法や補助目的に影響を与えるものでないことから不適切な処理となることは考えられず、事務量の削減や簡素化に資するためにも、承認事項から届出事項への変更について、ご検討いただきたい。	-	-	-			法人化に伴う財産の譲渡であっても、法令上、財産処分に該当するため、財産の名称、数量等の必要な最小限の事項を記載した財産処分承認申請書を作成していただることとしている。 他方で、法人化後に財産が承継される場合についても、財産の譲渡するに当たっては、原則として譲り受けたこととしていることから、国は既存の要旨を維持するに当たっては、当該法人組織への財産の承継が分かる既存の資料(法人化計画書など)の添付を求めておりに過ぎず、法人化に向けた支障などしているとは考えられないところである。
御回答の趣旨については理解したが、例えば、不採択となった事業者の今後の参入についてもうために、各地域ごとの採択件数や、当該年度の採択基準を「結果としてのボーダーライン」を示すことなどはできないか検討いただきたい。	-	【鳥取県】 「支援型創設事業では、実施要綱等に基づく記述が前年度と同点で、それでも年度によっては配分額が希望額から減額されている。予算額と比較して、希望額総額が超過するため配分額が減額されることも想定されるが、その理由は配点を行った都道府県でも不明なため、明確な配分基準(減額理由)を示していただきたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		県別の申請件数、採択件数、当該年度の採択基準線(ボーダーライン)について、都道府県ごととしては、どのような状況を想定しないとも思われるが、これららの公表について、全ての都道府県の意向を確認し、全国都道府県から公表することについて、了解を得られた場合には、公表することとする。
地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等で誘致しようとする地域は、インター・チェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、眞に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業を見つかるまでは農業生産も行なわなく、見つかなければ第2造成となるところがある。	-	【秋田県】 「昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型農業は減少傾向にあり誘致困難等となっている。一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワーカー・アグリ・プランスを重視した多様な雇用形態による農業の活性化や、ワーカー・アグリ・プランスにマッチするなどして一定の雇用環境があり、地方が抱える地場的データリードでござるわい産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。	-			御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要があり(ただし、地域再生法の特例を活用する場合を除く)、本年秋を目標に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その上で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討をしてまいりたい。 なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」で、農業生産への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によつて地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。
また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた彈力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。	-	世界農業セサミス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、商業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小している。以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な業種ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるので、更なる検討を期待する。	-			

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による効率性の向上・行政の簡素化等)	根拠法令等	制度の所 管・府県 等	団体名	その他 (特記事 項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
134	B 地方 に対する 規制緩和	土地利 用(農地 除外)	半島振興計画 に係る主務大臣 の協議、同意の 废止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣と協議し同意を得ることを定めているが、半島振興計画の作成に係る主務大臣が都道府県に変更を求めることができるとした上で、計画策定時に主務大臣への同意協議は行われていない。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文 部科学省、 厚生労働 省、農林水 産省、経済 産業省、國 土交通省、 環境省	山口県、中 国地方 知事會	北海道、 長 崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27)計画策定期時に、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)が求められるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に構成員が依頼したことから、同課題に提案団体の提出した「半島振興計画に対する国際化・規制緩和」の取り組みが反映されたものと見受けられる。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)が求められるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に構成員が依頼したことから、同課題に提案団体の提出した「半島振興計画に対する国際化・規制緩和」の取り組みが反映されたものと見受けられる。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)が求められるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に構成員が依頼したことから、同課題に提案団体の提出した「半島振興計画に対する国際化・規制緩和」の取り組みが反映されたものと見受けられる。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)が求められるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。
302	B 地方 に対する 規制緩和	土地利 用(農地 除外)	半島振興計画 に係る主務大臣 の協議、同意の 废止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣と協議し同意を得ることを定めているが、半島振興計画の作成に係る主務大臣が都道府県に変更を求めることができるとした上で、計画策定期時に主務大臣への同意協議は行われていない。	【現状】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定期時に、事前確認を含めて国協議に約7ヶ月を要している)	半島振興法第3条第1項	総務省、文 部科学省、 厚生労働 省、農林水 産省、経済 産業省、國 土交通省、 環境省	九州地 方知事 會	山口県提 案分	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27)計画策定期時に、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)が求められるため、計画策定期時に主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。上記の御意見を頂いているが、今回の半島振興計画の策定手続において、国の方針の実現や認可申請の手続等のためである。即ち御指摘の「多大な時間と労力を要している」とおっしゃるところである。	貴県からも、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している」とおっしゃっているところである。	貴県からも、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している」とおっしゃっているところである。	貴県からも、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している」とおっしゃっているところである。
135	B 地方 に対する 規制緩和	土地利 用(農地 除外)	離島振興計画 に係る主務大臣 の事前審査 の废止	都道府県が離島振興計画を定めた場合には、直ちにこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれに主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合しないと認めるとする旨の審査意見を提出する。離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第3条第10項、第11項	総務省、文 部科学省、 厚生労働 省、農林水 産省、経済 産業省、國 土交通省、 環境省	山口県、中 国地方 知事會	北海道、 長 崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行なわれている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H27)計画策定期時に、国協議に約7ヶ月を要している。	離島振興法(昭和60年法律第67号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づく都道府県から主務大臣への協議(事前確認を含む)から月を要している。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)を通じての作業となるため、計画策定期のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。	離島振興法(昭和60年法律第67号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づく都道府県から主務大臣への協議(事前確認を含む)から月を要している。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)を通じての作業となるため、計画策定期のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。	離島振興法(昭和60年法律第67号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づく都道府県から主務大臣への協議(事前確認を含む)から月を要している。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)を通じての作業となるため、計画策定期のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。
303	B 地方 に対する 規制緩和	土地利 用(農地 除外)	離島振興計画 に係る主務大臣 の事前審査 の废止	都道府県が離島振興計画を定めた場合には、直ちにこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれに主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合しないときは都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。「一定認められるとする旨の審査意見を提出する。離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項	総務省、文 部科学省、 厚生労働 省、農林水 産省、経済 産業省、國 土交通省、 環境省	九州地 方知事 會	山口県提 案分	○離島振興計画の策定において、実務上行なわれている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H27)計画策定期には、国協議に5ヶ月を要している。	離島振興法(昭和60年法律第67号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づく都道府県から主務大臣への協議(事前確認を含む)から月を要している。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)を通じての作業となるため、計画策定期のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。	離島振興法(昭和60年法律第67号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づく都道府県から主務大臣への協議(事前確認を含む)から月を要している。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)を通じての作業となるため、計画策定期のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。	離島振興法(昭和60年法律第67号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づく都道府県から主務大臣への協議(事前確認を含む)から月を要している。また、都道府県は先駆開発ある経合協議(事前確認)を通じての作業となるため、計画策定期のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」)(平成27年4月1日付)に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自立性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを願いたい。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることをあらためて強調する。 半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」)(平成27年4月1日付)に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。	【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-			一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における事務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成までの前に通知文を発出している。 今後も、それでも地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」)(平成27年4月1日付)に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自立性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを願いたい。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることをあらためて強調する。 半島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確定しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまつておらず、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自立性の確保や行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時に国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-			一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における事務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成までの前に通知文を発出している。 今後も、それでも地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確定しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまつておらず、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自立性の確保や行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時に国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-			一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対しても依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていません。 なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を頂くとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確定しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまつておらず、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自立性の確保や行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時に国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-			一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対しても依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていません。 なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を頂くとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

農林水産省 「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (記記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									支障事例	
136	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の貸付に関する規制緩和	沿岸漁業改善資金の貸付に関する規制緩和による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付に関する規制緩和による転貸融資方式の追加、沿岸漁業改善資金の貸付に関する規制緩和による転貸融資方式の場合は、機関保証による保証の対象とする。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用によりつながるところから、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。	沿岸漁業改善資金法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	山口県、青森県、岩手県、宮城県、福島県、神奈川県、新潟県、新潟市、福島県、長崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県	○制度変更者が個人住宅を買付けできない場合を導入した事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金の貸付は個人住宅を買付けするため、制度変更者が個人住宅を買付けできない場合、当資金を利用できるよう改定された。○山口県においても連帯保証人の確実が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるを得なかった事例がある。	各府省からの第1次回答	
						この貸付は、都道府県が直接貸付を行っており、漁業信用基金協会の貸借を受けることとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。						
						【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されることとも、機関保証を利用できることされている。						
254	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の貸付に関する規制緩和	沿岸漁業改善資金の貸付に関する規制緩和による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付に関する規制緩和による転貸融資方式の追加、沿岸漁業改善資金の貸付に関する規制緩和による転貸融資方式の場合は、機関保証による保証の対象とする。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用によりつながるところから、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。	沿岸漁業改善資金法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	九州地方知事会	○沿岸漁業改善資金法で現在の直接貸付方式(連帯保証人必須)と信託過等による貸付方式の選択ができるのであるが、また、転貸融資の際に信託過等による貸付を可能として要件とする場合、漁業者等の経済的負担の軽減を図る必要がある。	1. 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法を導入して生産性の向上や生産者の収益の改善等を目的として自ら行動して、沿岸漁業改善資金法によっても連帯保証人の確実が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるを得ない事例がある。 本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している漁業者改良普及員や員員が改正され、沿岸漁業者に対する新たな支援策を講じて、支援の範囲を広げることによって資源の有効活用を図ることとしている。 ○このように改定によって連帯保証の確実がハードルなどになっているとの話を聞いていていることから、金融機関による貸付を希望する連帯保証人に対しては、連帯保証の確実が高まることで、連帯保証の確実が低くなるか、またの資金利用の低下が懸念される。 ○その後、民法改正(債権保証)された場合、今まで以上に債務保証人の確実が難しくなるとともに、債務人設定の手続きが煩雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が減少傾向にあるが、これは、連帯保証の確実が難しくなる可能性がある。 現在、本資金は都道府県直貸方式による転貸融資方式の選択ができるのであるが、貸付する金融機関の間に漁業信用基金協会の債務保証を利用できる必要がある。	
						【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行っており、漁業信用基金協会の貸借を受けることによって、保証人の確保が困難なため、利用を断念する事例がある。 この貸付は、山口県では担保保証料の評議や管理、財産処分等の手続きが容易でないところから、連帯保証人の請求を原則として適用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確実が立てたず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確実が難しくなる可能性がある。						
						【制度改正の必要性】 この制度改正は、漁業従事者の確保・選定がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、機関保証を利用する必要がある。						
						【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されることとも、機関保証を利用できることされている。						
158	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	鳥獣被害防止対策交付金	鳥獣被害防止対策交付金	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門部署がないため、被害撲滅場所を編成している市町村、獣友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。	鳥獣被害防止対策交付金の事業実施に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実施として丸投げでない委託については50%を超えて委託可能とする	委託割合の制限を緩和することによって、都道府県の目的とする鳥獣被害対策に予算を重点的に配分し、效率的、効果的な事業実施が可能となる。	鳥獣被害防止対策交付金実施委託額(別記2:鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)	農林水産省	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、和歌山県、鳥取県、京都府、岐阜県	○委託事業であっても、車両の隣接市町村における調整、実施の確認などを直接行う部署があるものもあるが、なかなか受けられない場合もあるため、一律法律で1つとするではなく、実施により1つ越えて委託可能とされたい。 ○鳥獣被害防止対策交付金の実施にあたっては、鳥獣を捕獲する道独自の専門員等がないため、獣友会等の狩猟団体へ委託を行なわれなければ事業実施できない。また、捕獲機器を用いた効果的運用事業の実施にあたっては、民法が持つワープ力が最大限活用し、道内外の多くのシーサイドの魅力を活用し、効率的で効果的な事業実施が可能となる。 ○鳥獣被害防止対策交付金の実施にあたっては、これらの事業の取扱いを行なうための委託を実施しているところであるが、これらのことから、実施してしまった結果、実施しながら運営をめぐらしきりききき制度の趣旨に沿わなければならぬことが起きたこととなり、必要な事業実施確保や効果的な事業実施を行なう課題を来している。事業の丸投げを実行する旨で、本交付金においては、委託割合について50%以上の制限が設けられていると考えられるが、実施してしまった結果、実施しながら運営をめぐらしきりききき制度の趣旨に沿わなければならぬことが起きたこととなり、必要な事業実施確保や効果的な事業実施を行なう課題を来している。 ○広域に生息するカバについては、各市町村が単独で捕獲等を行うよりも、県が主体となって計画的で捕獲等を行う方が効果的である。しかし、県には捕獲等ができる獣友会がないため、進協等、捕獲等を委託しなれば実施できない。鳥獣被害防止対策交付金の実施にあたっては、事業の実施費の50%以内とされているため、必要な事業量の確保に支障がきている。	今回、提案を頂いたケースについては、府が隣接市町村と連携しながら広域捕獲計画を策定し、計画の実施による一括捕獲部分を県が行なうなど、事業のコントロールは府が行っており、丸投げにはあたらず、実質的に府事業の請負や役務の譲渡で対応することができると思料される。 なお、他県においては、同じ事業について、請負や役務の要請で対応している場合もあるところ。 このため、平成29年度予算検討過程において、当該事業について、請負や役務の要請で実施可能であることや、委託する場合においても、「50%以内制限」を適用しないことが適当な場合を関係省廳に明記することについて、検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答		
見解	補足資料	見解	補足資料							
田農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされた。 貴省の第1次回答の2におけるご指摘についてでは、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がすぐれの貸付方法を選択できるようすることを旨とされており、概念には違和感はない。 山口県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者も他の漁業者により特別会員に成った場合の活用につながるのと見え難いものである。また、貸付条件の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるとの考え方。 種々の制度改正の問題で、制度改正に際しては、専業生産者の保護も十分な配慮とされるべきである。専業生産者の保護の一部を委託することが従来より課題の根本的解決につながるわけではない。 当該資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すとともに、都道府県の活用方法の選択権を広げることと共に、漁業者も自らの実情に合わせて資金の活用ができるよう改めて、制度改正を求める意見がある。 神奈川県においては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るために、選択肢の幅を広げたい。 以上から、制度改正は必要なものと考える。それにともなって、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入が必要との考え方があるとの観るにあれば、理由を明確にされたい。 なお、詳細については補足資料を参照されたい。	有	【神奈川県】 2について、 ①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の意見を参考して判断されるべきである。このため融資が行われにくくなるという懸念はない。 ②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようとする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。 3について、 ①専業生産者の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、その他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。 4について、 神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るために、選択肢の幅を広げたい。 【長崎県】 貴省の償還が確定し実際に実行されることが制度存立の大前提といううえであれば、転貸後者方式と機関保証の導入により、借受者がより確実に保証されるとともに、保証人の確保ができなかった借受者でも、当該制度を利用できるようになる。 また、平成27年2月10日に決定された「民法(債権關係)の改正に関する要綱案」では、保証人候補の方策が拡充されることになっており、公正監査の作成や候補者となることに対する手続きをより複雑にしてしまったが、海上漁業者による連帯保証が認められる。従って、現状のままでは、貸付借入者が候補者となることを想定される。一方で、現状のまま海上漁業者による連帯保証の実現が困難であるとの懸念が存在する。 なお、一般的に金融機関が融資困難とした案件を、都道府県が債務人のみで対応することは相当難しいと考える。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。					田農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開拓したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などを実施する。この結果、金融機関が活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現行の制度は原則による貸付は行われていない)。 また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。 一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多いため沿岸漁業者は省力化等の観点から、専業生産者の保護のための制度が導入された。この結果、専業生産者の制度が活用できるようになる。専業生産者の保護のための制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付は行われていない)。 また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できるよう検討してまいりたい。	
田農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされた。 貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がすぐれの貸付方法を選択できるようすることを旨とされており、概念には違和感はない。 山口県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者も他の漁業者により特別会員に成った場合の活用につながるのと見え難いものである。また、貸付条件の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるとの考え方。 種々の制度改正の問題で、制度改正に際しては、専業生産者の保護も十分な配慮とされるべきである。専業生産者の保護の一部を委託することが従来より課題の根本的解決につながるわけではない。 当該資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すとともに、都道府県の活用方法の選択権を広げることと共に、漁業者も自らの実情に合わせて資金の利用ができるよう改めて、制度改正を求める意見がある。 神奈川県においては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るために、選択肢の幅を広げたい。 以上から、制度改正は必要なものと考える。それにともなって、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入が必要との考え方があるとの観るにあれば、理由を明確にされたい。 なお、詳細については補足資料を参照されたい。	有	【神奈川県】 2について、 ①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の意見を参考して判断されるべきである。このため融資が行われにくくなるという懸念はない。 ②従来どおりの連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。 4について、 神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、その他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。 5について、 神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るために、選択肢の幅を広げたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。				田農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開拓したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などを実施する。この結果、金融機関が活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現行の制度は原則による貸付は行われていない)。 また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。 一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多いため沿岸漁業者は省力化等の観点から、専業生産者の保護のための制度が導入された。この結果、専業生産者の制度が活用できるようになる。専業生産者の保護のための制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付は行われていない)。 また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できるよう検討してまいりたい。		
野生鳥獣の捕獲業務についてでは、捕獲数量等を収集の目的とした請負業務になりえないため、從来から業務委託として実施してきたところである。府が作成した全体事業計画において、その一部(捕獲作業)を委託するなどして、50%以内制限を適用しないよう検討したい。 また、そもそも50%以内制限が設けられている本質的な理由は何か明確に示していただきたい。 なお、委託ではなく請負業務として実施が可能であるならば、その手法について開示通知に明記していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。				委託割合の50%以内制限については、平成14年3月に閣議決定された、「公益法人に対する行政の閣下のあり方の改革実施計画」において、第三者配置型補助金の見直しと、公益法人に対する補助金交付のあり方が示されたことを踏まえ、委託割合の50%以内制限が設けられたことである。 本件については、平成29年3月に算検査結果に基づいて検討を進め、当該事業について、請負や業務の委託が実施可能であることや、委託する場合においても「50%以内制限」を適用しないことが適当な場合を開示通知においても、地方公共団体に通知を行う予定である通知発出は平成29年4月を予定)。		